

令和3年8月11日

愛知中央 SR 経営労務センター
社会保険労務士会員 各位

愛知中央 SR 経営労務センター
会 長 小 寺 佐 智 子

労働保険事務委託分に係る電子証明書使用規程の創設について

このことについて、令和3年6月11日の理事会で承認され、運用を開始する予定でありましたが、今年度に入り押印廃止に伴い労働局からの労働保険関係書類の返戻が増大していたことから、6月15日にメールにて注意喚起をチラシで行い、さらに7月21日及び7月26日～7月28日の午前・午後4日間にわたり Zoom を使った説明会を行ったところであります。

このようにして、事前準備が完了したことから愛知中央 SR 経営労務センターとして、別添「労働保険事務委託分に係る電子証明書使用規程」の運用を開始しますので、下記にご留意いただき、円滑な運用をよろしく申し上げます。

記

- 1 運用開始日
令和3年8月11日
- 2 事務局へ使用申請する書類（使用規程第2条）
「労働保険事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届」使用申請書及び使用誓約書 別紙1
*この使用申請書及び使用誓約書を提出することにより、記3の利用届を事務局から送付します。
- 3 会員社会保険労務士へ事務局から交付する書類（使用規程第3条）
「労働保険事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届」 別紙2
*この利用届を PDF にして、労働保険の電子申請時に添付してください。
また、労働保険事務委託書等も同時添付のうえ電子申請してください。
- 4 利用できる労働保険の手続き（使用規程第6条）
新規委託に係る「保険関係成立届」を除きすべて可能
保険関係成立届の取扱いについては、継続検討し体制構築が確立した時点で別途通知します。
- 5 労働保険電子申請終了後の取扱い（使用規程第2条⑤）
労働保険手続を電子申請したときは、手続き終了後10日以内に写しを事務局へ FAX 等で提出してください。